一般質問、委員会の審査から

庁舎の位置を速やかに決めて無駄な仮庁舎建設を撤回せよ！

森　てるお（無所属）

質問　仮庁舎は田無庁舎近辺に庁舎機能を集約したいという意図から出発しているように見える。2庁舎体制の解消、保谷庁舎の老朽化に対応と説明したが、2庁舎体制は解消されないし、保谷庁舎の老朽化は施設のことで建物ではない。田無庁舎近辺に集約する意図で、最初は3館合築であく中央図書館・田無公民館のスペースを有効利用すると言い、3館合築がだめになったら、元に戻さずに仮庁舎となった。既成事実を積み重ねるやり方は好きじゃない。暫定的な対応方策や仮庁舎は考え直したほうがいい。

答弁　仮庁舎を整備し、保谷庁舎機能を田無庁舎・保谷庁舎敷地に再配置する。

意見　庁舎の問題は振り出しに戻ったと認識している。先送りせず、庁舎の位置を決めて対応することが経費の節減になる。

質問　燃やさないで処理する約束の不燃ごみ。その中のプラスチックは、資源物として取り出しているプラスチック同様、溶融処理をすればいいのではないか。

答弁　不燃・粗大ごみのプラントでは、可燃処理78％、溶融処理12％、有価物7％、その他3％と振り分けて効率的に処理している。

意見　製品プラスチックは手選別し溶融に回せる。

リース契約で未来を縛りつける仮庁舎が次世代への責任なのか！

納田　さおり（無所属）

リース仮庁舎は未来の束縛

質問　平成35年度統合庁舎の場所決定が表明された。平成45年度までの鉄骨造長期リース庁舎（9億6千600万円）をやめ、柔軟な対応ができる軽量鉄骨造を採用し経費抑制に努めるべきだ。

答弁　保谷庁舎の老朽化と耐震対応を早期に図るため望ましい方策だ。

中央図書館・田無公民館建て替え先送りの無責任

質問　市民広場に仮庁舎を建設するため、図書館・公民館を耐震改修により17年間延伸する案は、田無駅南口駅前開発に伴う周辺まちづくりにとって不適切だ。

答弁　既存施設の有効活用の視点に立ち対応する。

公契約条例制定で若年建設技能労務者の人材確保を！

質問　建設業の若年入職者数減少が著しく技能継承の意味からも深刻な問題だ。公契約条例制定で公共工事の下限報酬額を定め、賃金向上につなげるべきだ。

答弁　条例を含む公契約制度について、他市の事例等を参考に調査研究を進める。

子ども条例の理念

質問　子ども条例は児童福祉法改正があったから制定するものではない。子どもの権利を保障し尊重していくために制定するものだ。

答弁　5月下旬を目途に条例の要綱案をまとめていく。

委員会の審査から

議案や皆様から提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。ここでは、第1回定例会における各委員会での主な審査内容についてお知らせします。

企画総務委員会

「西東京市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例」

【説明】平成28年度から公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に研修として職員を派遣しているが、平成30年度から同組織委員会に対し、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく職員の派遣による受け入れが可能となったため、規定の改正を行うものである。

【主な質疑】

問　この条例による派遣先として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が追加されるが、同組織委員会は、大会終了後なくなるのでは。時限措置がつかない理由は。

答　基本的には、東京オリンピック終了に伴い、組織委員会を解散することになる。現時点では、派遣は平成32年9月末までを想定と伺っているので、時限措置は難しいと考えている。いずれ廃止をすることが望ましいと考え、今回上程している。

問　パラリンピックはいつまで競技を行い、閉会式はいつなのか。

答　組織委員会からパラリンピックの閉会式は、平成32年9月6日に終了予定と伺っている。残務処理も含めて、今回の派遣法による派遣期間は、平成32年9月末を想定していると伺っている。

問　条例上の位置づけがない現在は、本市の職員はどのような位置づけで組織委員会に行っているのか。

答　平成28年4月、平成29年4月に1人ずつ派遣しており、現在2名を派遣している。研修の位置づけで派遣している。

問　平成28年4月からの研修派遣の研修内容、仕事内容はどういうものか。どの部署に何歳ぐらいの方が派遣されているのか。

答　平成28年から派遣している職員は、広報関係の仕事に携わっている。平成29年から派遣している職員は、大会の開閉式にかかわる仕事に携わっている。研修派遣ではあるが、実質的には本格的な業務に携わっている。年齢は、40代と30代の女性と男性職員である。

【結果】賛成全員で可決

文教厚生委員会

「介護保険条例の一部を改正する条例」

【説明】介護保険運営協議会からの計画策定の答申を踏まえ、介護保険法に基づく第7期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の保険料を改定するとともに、所要の改正を行うもの。第6期介護保険事業計画が終了することから、平成30年度から平成32年度までの3年間の第7期介護保険事業計画を策定する。介護保険料についても3年ごとに見直しを行い、本市の介護保険料基準月額の推移は、第6期の5千691円から第7期計画では6千373円、プラス682円、12％増となる。

【主な質疑】

問　第7期計画の介護保険料の増要因は。

答　第6期計画の給付費の見込み額は総額が449億3千万円であったが、第7期計画の総額は、約510億1千万円で、前回の給付見込み額から13・5％の伸びを見せている。サービスが増えたことが要因である。

問　人口推計上、高齢者が増えて、40歳以上の方が減るが、今後、値上げが続くのか。

答　介護保険料は、国において、団塊の世代が75歳になる平成37年に全国平均が8千円を超えるという推計が出ている。本市の現状では、これからも上がっていく可能性がある。現在、第7期計画の中では、介護給付に関しての適正化の取り組みを行っていく。

問　更新認定の際に、要介護度が変わらない方が70％以上ということだが、適正なケアプランが立てられているのか疑問である。今後の取り組みは。

答　自立支援、重度化予防に資するようなケアプランの改善を考える必要がある。第7期計画では、給付の適正化の中でもケアプラン点検を掲げている。

問　仮に給付額を下回る保険料を設定すれば、基金からの繰り入れか、一般財源からの繰り入れしか方法はないと思うが、法定外の一般財源の繰り入れはできるのか。

答　介護保険料は、給付の見込み額から算出されており、23％の法定負担割合がある。そのため、そこを下回る保険料の設定はできない。

問　県庁所在地の介護保険料が、何市か6千円を超える見込みであったと思うが、動向は。

答　新聞に月6千円超が65％との記事が載っていた。

【結果】賛成多数で可決

建設環境委員会

「西東京市における地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」

【説明】都市計画審議会の審議を経て、都市計画決定した泉小学校跡地周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域を追加し、その計画に基づく建築物の制限を建築確認手続の審査項目とするもの。また、4月1日に施行される建築基準法の一部改正に伴う規定の整備をするものである。

【主な質疑】

問　今回、泉小学校の跡地の地区計画を設定するに当たり、地域の方々の声をどのように反映し、合意形成を図ったのか。

答　地域内の方、あるいは周辺の方々に対して、検討案の事前説明を平成29年7月に戸別訪問で行った。また、8月に都市計画決定の素案の説明会、アンケート調査をこの地区計画区域内の権利者、周辺にお住まいの方に行い、最終的には、平成30年1月に案を作成した段階で改めて説明会の開催、案の公告・縦覧、意見書の提出を行った。

問　建築基準法の改正により用途地域の変更、追加があったが、改正内容にある田園住居地域はどのような用途地域か。また、本市に該当する地域があるのか。

答　今回、13番目の新たな用途地域として田園住居地域が4月1日から加わる。制定に当たっての国の理由は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護することを目的とした用途地域だが、建築、開発に一定の規制がかかる。市内では、住宅と生産緑地を含めて、混在しているため、この田園住居地域はなじまないと考えている。

問　泉小跡地の用途地域の変更で縛りをかけるのか。

答　泉小学校跡地周辺地区地区計画のうち、公共公益施設地区について、住宅・兼用住宅、神社・寺院・教会これに類するもの、公衆浴場を、現行の用途地域に加えて建てられないという規制を加えた。
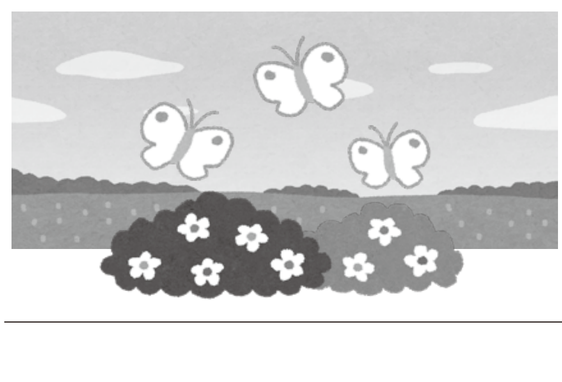
【結果】賛成全員で可決